

武收市
- 6.10.25
愛媛県土木部
該当期間で受



濃度計量証明書

令和 6年10月 1日

検体番号 W24093226

山武市長 松下浩明 様

一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター
〒260-0024 千葉市中央区中央1-1-1
千葉県知事登録第507号
環境計量士 松澤 悠

件名 小松地先他水質調査業務委託

令和 6年 9月13日 受付の検体について、計量の結果は下記の通りです。

受付区分	採取 (一財)千葉県薬剤師会検査センター	計量実施期間	令和 6年 9月13日 ~ 令和 6年 9月24日
採取方法等	環水管30号(昭和46年9月30日)及び各計量の方法に示される方法		
採取年月日	令和 6年 9月13日 11時25分		
試料名(採取場所)	水質分析 (小松) 山武市小松3724番地他 ②		
検体種別	その他		
天候	晴れ	気温	33.6℃
透視度	32.4cm	色相	淡黄色
		水温	33.8℃
		臭気	藻臭

#

計量の対象	計量の結果	定量下限値	計量の方法
水素イオン濃度(pH)	8.4(24.9℃)	—	JIS K0102-12.1
カドミウム (mg/L)	0.0003未満	0.0003	JIS K0102-55.4
金シアン (mg/L)	不検出	0.1	JIS K0102-38.1.2及び38.3
鉛 (mg/L)	0.001未満	0.001	JIS K0102-54.4
六価クロム (mg/L)	0.002未満	0.002	JIS K0102-65.2.1
砒素 (mg/L)	0.003	0.001	JIS K0102-61.2
総水銀 (mg/L)	0.0005未満	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀 (mg/L)	不検出	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号付表3
ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)	不検出	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号付表4
ジクロロメタン (mg/L)	0.002未満	0.002	JIS K0125-5.2.1
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002未満	0.0002	JIS K0125-5.2.1
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0004未満	0.0004	JIS K0125-5.2.1
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	0.002	JIS K0125-5.2.1
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	0.002	JIS K0125-5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.0005未満	0.0005	JIS K0125-5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006未満	0.0006	JIS K0125-5.2.1
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001未満	0.001	JIS K0125-5.2.1
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0005未満	0.0005	JIS K0125-5.2.1
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002未満	0.0002	JIS K0125-5.2.1
チウラム (mg/L)	0.0006未満	0.0006	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン (mg/L)	0.0003未満	0.0003	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ (mg/L)	0.002未満	0.002	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン (mg/L)	0.001未満	0.001	JIS K0125-5.2.1
セレン (mg/L)	0.001未満	0.001	JIS K0102-67.4
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	0.06未満	0.06	JIS K0102-43.1.1及び43.2.3
ふっ素 (mg/L)	0.16	0.08	JIS K0102-34.1
ほう素 (mg/L)	0.1	0.1	JIS K0102-47.3
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005未満	0.005	昭和46年環境庁告示第59号付表8
— 以下余白 —			

備考：不検出とは定量下限値未満のことをいう。

：当センターは、ISO/IEC17025に基づく認定試験所(認定識別 ASNITE0088Testing)です。#印の項目が該当範囲です。







濃 度 計 量 証 明 書

令和 6年10月16日

検体番号 W24093228

山武市長 松下浩明 様

一般財団法人 千葉県薬剤師会検査センター
〒260-0024 千葉市中央区中央港1-12-10
千葉県知事登録第507号
環境計量士 松澤 悠

件名 小松地先他水質調査業務委託

令和 6年10月 2日 受付の検体について、計量の結果は下記の通りです。

受付区分	持ち込み	計量実施期間	令和 6年10月 2日 ~ 令和 6年10月11日
採取方法等			
採取年月日	令和 6年10月 1日 17時30分		
試料名(採取場所)	水質分析(森) 山武市森1680番地1他 ②		
検体種別	その他		

#

計量の対象	計量の結果	定量下限値	計量の方法
水素イオン濃度(pH)	9.3(24.9℃)	—	JIS K0102-12.1
カドミウム (mg/L)	0.0010	0.0003	JIS K0102-55.4
全シアン (mg/L)	不検出	0.1	JIS K0102-38.1.2及び38.3
鉛 (mg/L)	0.069	0.001	JIS K0102-54.4
六価クロム (mg/L)	0.002未満	0.002	JIS K0102-65.2.1
砒素 (mg/L)	0.035	0.001	JIS K0102-61.2
総水銀 (mg/L)	0.0005未満	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号付表2
アルキル水銀 (mg/L)	不検出	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号付表3
ポリ塩化ビフェニル(PCB) (mg/L)	不検出	0.0005	昭和46年環境庁告示第59号付表4
ジクロロメタン (mg/L)	0.002未満	0.002	JIS K0125-5.2.1
四塩化炭素 (mg/L)	0.0002未満	0.0002	JIS K0125-5.2.1
1,2-ジクロロエタン (mg/L)	0.0004未満	0.0004	JIS K0125-5.2.1
1,1-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	0.002	JIS K0125-5.2.1
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/L)	0.002未満	0.002	JIS K0125-5.2.1
1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)	0.0005未満	0.0005	JIS K0125-5.2.1
1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)	0.0006未満	0.0006	JIS K0125-5.2.1
トリクロロエチレン (mg/L)	0.001未満	0.001	JIS K0125-5.2.1
テトラクロロエチレン (mg/L)	0.0005未満	0.0005	JIS K0125-5.2.1
1,3-ジクロロプロペン (mg/L)	0.0002未満	0.0002	JIS K0125-5.2.1
チウラム (mg/L)	0.0006未満	0.0006	昭和46年環境庁告示第59号付表5
シマジン (mg/L)	0.0003未満	0.0003	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
チオベンカルブ (mg/L)	0.002未満	0.002	昭和46年環境庁告示第59号付表6第1
ベンゼン (mg/L)	0.001未満	0.001	JIS K0125-5.2.1
セレン (mg/L)	0.006	0.001	JIS K0102-67.2
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (mg/L)	8.5	0.06	JIS K0102-43.1.1及び43.2.3
ふっ素 (mg/L)	0.13	0.08	JIS K0102-34.1
ほう素 (mg/L)	0.1未満	0.1	JIS K0102-47.3
1,4-ジオキサン (mg/L)	0.005未満	0.005	昭和46年環境庁告示第59号付表8
— 以下余白 —			

備考：不検出とは定量下限値未満のことをいう。

：当センターは、ISO/IEC17025に基づく認定試験所(認定識別 ASNITE0088Testing)です。#印の項目が該当範囲です。

